

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	健康診査事業における特定健診等の実施について
----	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

【事前報告】

第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：健康いきがい課）

担当係 健康推進係 担当者 奥田 内線（4186）

事業の概要

事業名	健康診査
担当課	健康いきがい課 (関連課 国保年金課、高齢者サービス課)
目的	区民の健康の保持・増進
対象者	40歳以上で新宿区に住所を有する者
事業内容	<p>平成19年度まで、老人保健法に基づく基本健康診査を、55歳以上の住民を対象に、委託医療機関で実施してきたが、平成20年度からは、各医療保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、加入者に対して健診を実施することになる。この制度改正に伴い、従来の健診は以下の4つに分かれる。</p> <p>40～74歳の医療保険加入者：医療保険者に義務付けられているメタボリックシンドロームに着目した健診を実施する（特定健診）。国保年金課が実施。</p> <p>75歳以上の者：新設の広域連合が実施主体となり後期高齢者医療制度に基づき健診を実施する（後期高齢者健診）。広域連合からの委託を受けて健康いきがい課が実施。</p> <p>生活保護受給者等の無保険者：健康増進法に基づいて区が健診を実施する（成人健康診査）。従来通り健康いきがい課が実施。</p> <p>以上～の健診に併せて、65歳以上で要介護認定が出ていない第1号介護保険被保険者については、介護予防のための健診を実施する（生活機能評価）。高齢者サービス課が実施。</p> <p>上記～の健診を平成20年度以降、一括して委託医療機関で実施していく。</p> <p>健診の一連の流れは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区より対象者に健診票を作成し、発送する。 ・対象者は健診票を医療機関に持参し、受診する。 ・区より医療機関に対し、委託料を支出する。 ・受診データを管理する。 <p>上記の事業を実施するため、<input type="checkbox"/> 健診票作成の部分及び <input type="checkbox"/> 実施医療機関への委託料支出の部分にかかる電算処理システム変更が必要となる。また <input type="checkbox"/> 受診データの管理について、紙の健診データの電子化及び電子化したデータの管理という個人情報に伴う外部委託業務が発生する。</p>

件名 健康診査事業における特定健診等実施のための電算処理システムの修正について

保有課(担当課)	健康部健康いきがい課 (関連課 健康部計画推進課 健康部高齢者サービス課 地域文化部国保年金課)
登録業務の名称	健康診査
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	新規で使用及び記録される項目は以下の1,2のとおり。 1 個人の範囲 40歳から74歳の国民健康保険加入者 2 記録項目 ・受診券整理番号 ・国保記号番号 3 記録するコンピュータ ホストコンピュータにマスターファイルとして記録
新規開発・追加・変更の理由	平成20年度より、老人保健法に基づく基本健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者が実施する健診に移行する。そのうち40～74歳については保険者に健診が義務付けられるため、該当する年齢の国民健康保険全加入者の健診票を作成する必要がある。 また健診にかかる費用は各保険者の負担となるため、実施した健診について保険者別(会計別)の費用決済を行う電算システムが必要となる。
新規開発・追加・変更の内容	従来は、成人・がんマスターに記録された者のうち過去3年間に受診した者を対象に電算処理で健診票を作成してきたが、平成20年度以降、新たに特定健診の対象者を追加し、受診券整理番号、国保記号番号を健診票に表示する。なお追加される情報については国保年金課及び特定健診等システムで抽出した対象者データをホストコンピュータに取り込む。 加えて健康診査実施後、健診実施に要した費用算出の電算処理に関して、保険者(会計)ごとの負担額を算出できるようにシステム修正を行う。(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計など)
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	自区内処理
新規開発・追加・変更の時期	審議会承認後、速やかに

件名 健康診査事業における健診データパンチ委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	健康部健康いきがい課 (関連課 健康部高齢者サービス課)	委託先	入札により決定するデータ入力機関
登録業務の名称	健康診査		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	紙
保有している情報項目	健診結果、問診結果、受診番号(住民番号)、郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	健診結果、問診結果、受診番号(住民番号)、生年月日、性別
委託の理由	平成20年度からの特定健診の導入により、区全体の健診受診者は増えることが見込まれ、また入力するデータの項目数も増える。これら処理件数及び処理項目の増加に適切に対応し、スムーズに作業をすすめるため。		
委託内容	・医療機関で結果の記入された健診票を、パンチ入力し、紙の健診データを電子化する。		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 業務終了後、提供した情報を返却させる。	受託事業者としての情報保護対策	取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 提供された情報は施錠できる場所に保管する。

件名 健康診査事業における特定健診等実施のためのデータ管理委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課(担当課)	健康部健康いきがい課 健康部計画推進課 健康部牛込保健センター 健康部四谷保健センター 健康部西新宿保健センター 健康部落合保健センター (関連課 地域文化部国保年金課)	委託先	東京都国民健康保険団体連合会
登録業務の名称	健康診査		
情報はどのような媒体に記録されているか	電子的媒体(特定健診等データ管理システム)	情報はどのような媒体で提供するのか、取扱わせるのか	電子的媒体(特定健診等データ管理システム)
保有している情報項目	健診結果、問診結果、受診券整理番号、国保記号番号、受診番号(住民番号)、郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	健診結果(特定健診に区が上乗せして実施するもの) 国保年金課の行う『特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び費用決済処理委託』に乗り入れる
委託の理由	平成20年度から医療保険者に義務付けられる特定健診のデータ管理方法を使用すれば、区が上乗せして実施した健診データを効率的に管理できるため。		
委託内容	・特定健康診査に区が上乗せして実施する健診データの管理		
委託の開始時期及び期限	平成20年4月以降継続		
委託にあたり区が行う情報保護対策	「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則・対策基準」、「新宿区国保年金課における情報セキュリティ実施手順」に基づき、個人情報保護を徹底する。	受託事業者としての情報保護対策	「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規定」の遵守

特記事項

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（複写等の禁止）

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（再委託の禁止）

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（資料等の返還等）

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。